

国立公文書館節電実行計画

平成23年6月30日
国立公文書館

国立公文書館は、政府の節電実行計画に係る基本方針（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1 節電目標

国立公文書館は、国の機関から移管を受けた重要な公文書を保存するために本館及びつくば分館に空調設備の整った書庫を設置しているが、その特殊事情を考慮しつつ、ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）9時～20時）における使用最大電力を基準電力値（kW）に比して15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

なお、民間ビルに入居しているアジア歴史資料センターについては、ビル管理会社と協力し、節電対策に取り組む。

2 実施期間

平成23年7月1日から9月30日までとする。

3 節電対象施設

節電対象施設は別紙1に掲げる施設とする。

4 目標数値

別紙1に掲げる数値を目標とすることとし、本館及びつくば分館（それぞれ小口需要家）について、それぞれ目標を設定し、目標達成率100%を目指す。

5 節電に係る具体的取組の主なもの（既に実施している取組も含む。）

○クールビズの徹底、強化

- ・職員各自において冷涼グッズの持参
- ・ポロシャツ・開襟シャツ等夏向きの服装も可

○照明に係る節電

- ・LED化の推進
- ・執務室内の消灯及び蛍光灯の間引き
- ・トイレへの人感センサーの設置
- ・昼休みの完全消灯

○空調に係る節電

- ・冷房時の執務室内の温度の適正化
- ・状況に応じて、空調の間引き運転
- ・サーバ室の過度な冷房運転とならない適正な温度管理
- ・執務室窓ガラスへの遮光シートの貼付

○OA機器、その他の機器に係る節電

- ・パソコンを長時間使用しない時及び帰宅時のシャットダウンの徹底
- ・パソコンへの「ピークシフト設定」「節電設定」のインストール
- ・ピーク時間帯（特に9時から17時まで）のコピー機、複合機の使用制限
- ・コピー機の節電モードの導入（低電力モード等での時間短縮の設定変更）
- ・印刷物の出力を制限し、電子媒体での授受の励行
- ・更なる両面コピーの奨励及びコピー量の削減
- ・使用していないOA機器の電源プラグをコンセントから抜くこと等による待機電力の削減
- ・執務室内テレビの使用台数の制限及び必要な時以外の電源OFF
- ・契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用

○共有部分に係る節電

- ・階段使用の促進

○その他に係る節電

- ・自動販売機の消灯
- ・超過勤務の徹底した削減及び長期休暇取得の推進

6 節電情報の周知

- ・使用最大電力値に近づいた場合は、一斉メール等での節電の呼びかけを行う。
- ・節電に関する情報、電力の使用状況等をメール等で周知する。

7 進捗管理の実施

- ・総務課は、機械室と連携し節電が実施されているか、逐次確認を行い、実施不十分である場合は幹部会等の場で更なる節電の徹底を呼びかける。
- ・実施期間後、各施設における実施状況について検証し、節電実績を公表する。